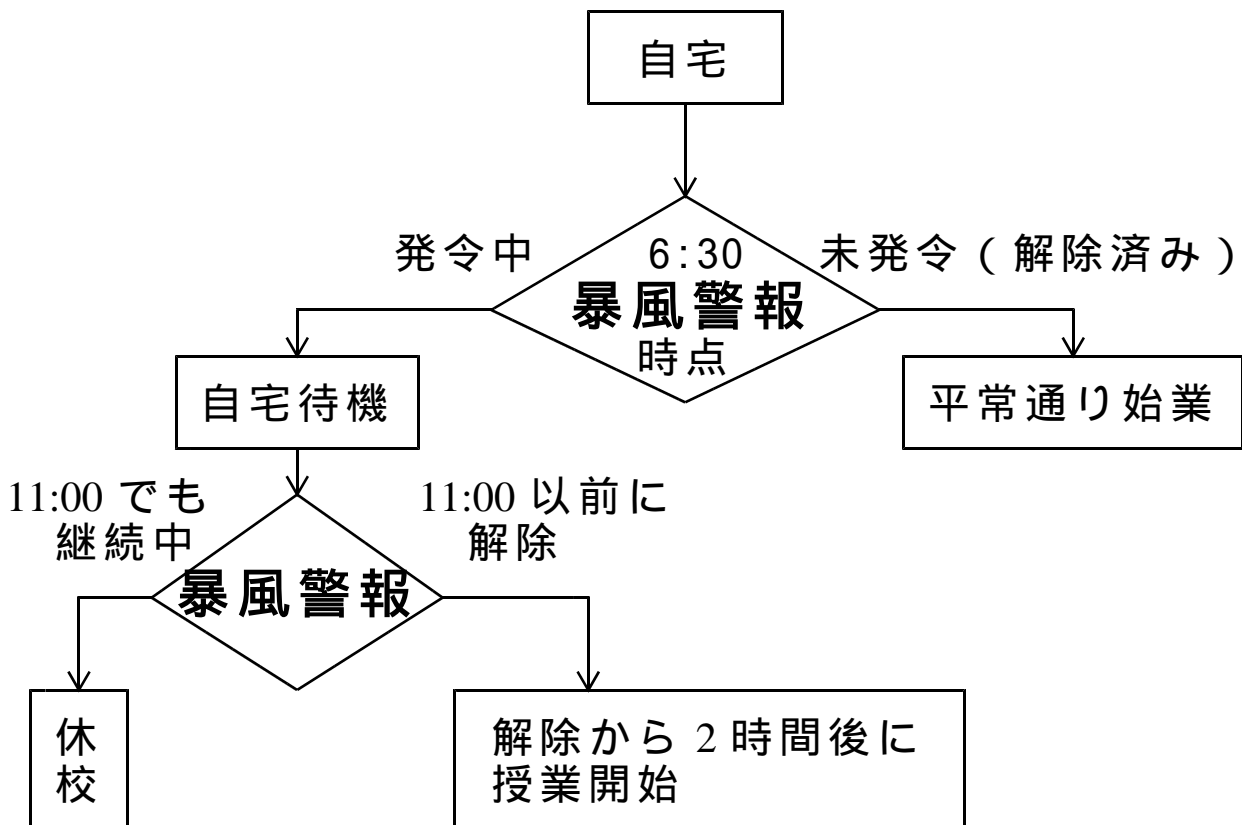


## 台風時における生徒の登校について

『生徒必携』（P.18 災害時における防災体制）に掲載してありますが、県の規程に従い次のように対応しますので、よろしくお願いします。



ただし、暴風警報が解除されていても、道路、橋の損壊などで危険の場合、交通機関の停止の場合には登校に及ばない。